

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定取消について

平成28年3月7日（月）

泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者係 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 法人名 | 一般社団法人キットウッドケア |
| (2) 代表者 代表理事 | 大平 里奈（おおひら りな） |
| (3) 所在地 | 大阪府阪南市箱作 2520 番地の 12 |

2 事業所名称及び所在地

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所名称 | デイサービス・キットウッドケア
(指定通所介護事業・指定介護予防通所介護事業) |
| (2) 申請所在地 | 大阪府泉佐野市下瓦屋四丁目 1 番 10 号 第 2 あさひビル 1 階 |
| (3) 指定年月日 | 平成 26 年 4 月 1 日
(指定通所介護事業・指定介護予防通所介護事業) |
| (4) 介護保険事業者番号 | 2774502617 |

3 指定取消年月日 平成 28 年 3 月 7 日

4 指定取消の理由

ア 人員基準違反

【介護保険法第 77 条第 1 項第 3 号】に該当。

【介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 2 号】に該当。

指定日である平成 26 年 4 月 1 日より平成 26 年 6 月 30 日までの間、勤務実態があったのは管理者 1 名（常勤）、介護職員 1 名（常勤）、生活相談員 1 名（非常勤）の計 3 名であり、生活相談員 1 名（常勤）、機能訓練指導員 2 名（非常勤）、介護職員 1 名（常勤）の勤務実績がなかった。さらに平成 26 年 7 月 1 日より勤務実態があったのは、管理者 1 名（常勤）、介護職員 1 名（常勤）の計 2 名であり、平成 27 年 11 月 24 日の監査時まで人員基準を満たしていない状態のまま事業を実施していた。

イ 不正請求

【介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号】に該当。

平成 26 年 11 月より平成 27 年 10 月までの間、数回（2, 3 回）の来所実績しかない利用者 1 名（A 氏）に対し、指定通所介護を提供していないにもかかわらず、これを提供したとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。

ウ 不正の手段による指定申請

【介護保険法第 77 条第 1 項第 9 号】に該当。

【介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 8 号】に該当。

新規指定申請時に以下（①、②）の不正の手段を用いて指定を受けた。

①機能訓練指導員 1 名について、雇用する予定がないにもかかわらず、資格者証の写しを本人の了承なく別法人の事業所にて無断で取得し、その者の資格者証を用いて人員基準を満たしてい

ると偽り、新規指定申請書類として広域福祉課に提出した。

②上記とは別の機能訓練指導員1名について、採用面接のみで雇用する予定がないにも関わらず、その者の資格者証の写しを用いて人員基準を満たしていると偽り、新規指定申請書類として広域福祉課に提出した。

エ 虚偽報告

【介護保険法第77条第1項第7号】に該当。

【介護保険法第115条の9第1項第6号】に該当。

(ア)平成27年11月24日の監査時において、別法人の事業所において無断で取得した勤務実態のない機能訓練指導員1名、生活相談員1名の資格者証の写しと、採用面接時に取得した勤務実態のない機能訓練指導員1名、生活相談員1名の資格者証の写しを提示した。また、虚偽の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」、「出勤簿」を提示した。

(イ)平成27年11月24日の監査時において、人員基準を満たしていないことを隠蔽するために、雇用契約及び勤務実態のない2名の人員を配置した。

(ウ)平成27年11月24日の監査時において、一部の利用者における、実際に利用していない日のサービス提供記録(業務日誌)や、虚偽の内容を記載したケース記録を提示した。

オ 虚偽答弁

【介護保険法第77条第1項第8号】に該当。

【介護保険法第115条の9第1項第7号】に該当。

(ア)平成27年11月24日の監査時において、利用実績がないにも関わらず請求を行っている利用者(A氏)がサービス提供を受けていることを偽装するため、本市担当職員の質問に対し、別の利用者をA氏であるとする虚偽の答弁を行った。

(イ)平成27年11月24日の監査時において、利用実態の無い利用者1名(A氏)のサービス提供に係る虚偽の答弁を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、指定の効力が無効であるため、平成26年4月1日の指定当初に遡り不正に受け取った介護給付費10,012,644円を返還させるほか、返還させる額に100分の40を乗じて得た額(介護保険法第22条第3項)を加算して支払わせる。